

基本法と個別法の性格について

○基本法

- ・ 国政に重要なウェイトを占める分野について、国の制度・政策等の基本方針が示されるもの。
- ・ 通常、それぞれの個別分野における障害者施策を決定・実施するに当たっての基本的な理念や方向性について規定されるものであり、国民の具体的な権利義務に関する規定は設けていない。

○個別法

- ・ 基本法に示された方針に基づいて、個別分野における政策実現のために制定されるもの。
- ・ 個々の制度の具体事項や国民の具体的な権利義務等が担保措置を伴った形で定められる。